

# 教育こども委員会報告資料

報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P1

「福岡市学校施設長寿命化計画（案）」について

・・・・P3

平成28年度事案に係る損害賠償請求事件について

・・・・P5

平成30年度事案に係る損害賠償請求事件について

・・・・P6

令和2年2月  
教育委員会

## 報告第 1 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和元年 11 月 6 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

| 事件番号及び事件名                               | 訴えの相手方                     | 滞納学校<br>給食費  | 専決処分<br>年月日   |
|---|----------------------------|--------------|---------------|
| ※個人が特定される情報については掲載しておりません。<br>学校給食費請求事件 | ※個人が特定される情報については掲載しておりません。 | 円<br>369,211 | 令和2年<br>1月10日 |
| ※個人が特定される情報については掲載しておりません。<br>学校給食費請求事件 | ※個人が特定される情報については掲載しておりません。 | 369,211      | 令和2年<br>1月10日 |
| ※個人が特定される情報については掲載しておりません。<br>学校給食費請求事件 | ※個人が特定される情報については掲載しておりません。 | 218,186      | 令和2年<br>1月31日 |
| ※個人が特定される情報については掲載しておりません。<br>学校給食費請求事件 | ※個人が特定される情報については掲載しておりません。 | 218,186      | 令和2年<br>1月31日 |

# 「福岡市学校施設長寿命化計画（案）」について

## 1. 概要

### (1) 背景・目的

別添資料P 1 参照

学校施設は、施設全体の約8割が築30年以上経過していること等から、老朽化対策が求められており、多額の事業費が必要な状態となっています。

こうした状況の中、国は平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、各教育委員会に対して、令和2年度までのできるだけ早い時期に学校施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）を策定することを求めています。また、令和3年度以降の交付金事業について、個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることが検討されています。

本計画は、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策と教育環境の質的改善を併せて実施する長寿命化により、コストの縮減と財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・建替えを実施することを目的として策定します。

### (2) 計画の位置づけ

別添資料P 2 参照

本計画は、公共施設等総合管理計画である「福岡市アセットマネジメント基本方針」に基づく個別施設計画として位置づけます。

### (3) 計画期間

別添資料P 3 参照

令和2年度から令和31年度までの30年間とします。

### (4) 対象施設

別添資料P 3 参照

福岡市が保有する学校施設（小学校145校、中学校69校、高等学校4校、特別支援学校8校）のうち、200㎡以上の建物（約156万㎡）を対象とします。

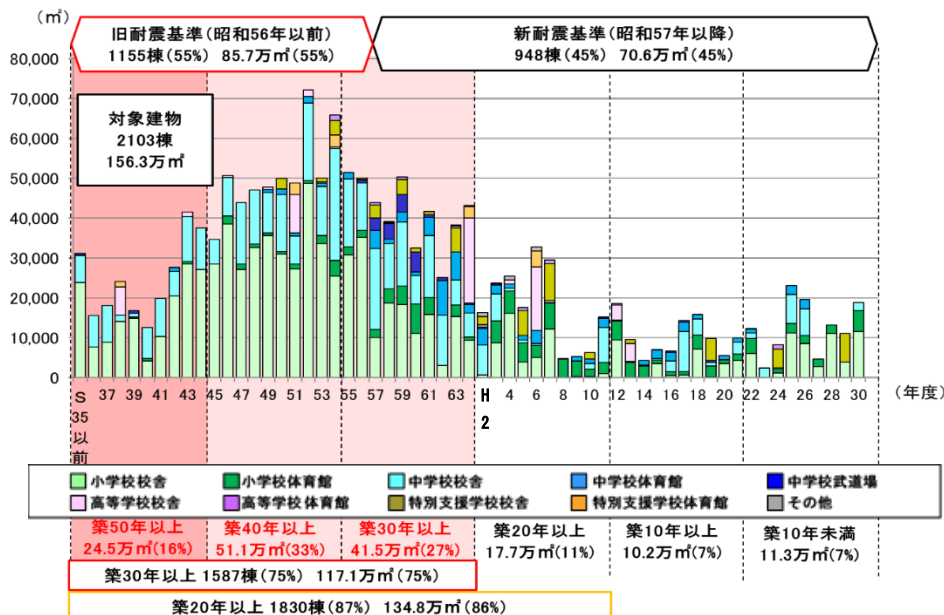


図1. 築年別整備状況図

## 2. 学校施設の目指すべき姿

別添資料P 9 参照

- ①安心・安全な教育環境の確保…老朽化対策，防災機能強化等
- ②学習・生活環境の質的向上 … ICT環境整備，トイレ洋式化，バリアフリー化，断熱性向上，省エネルギー化，木材利用等
- ③計画的・効率的な施設整備 … 予防保全，長寿命化，学校規模適正化，施設保有総量削減等

### 3. 学校施設整備の基本的な方針

#### (1) 目標使用年数と改修周期

別添資料 P10 参照

これまで、目標使用年数を築 60 年に設定し、築 30 年で大規模改造を実施してきました。今後は、築 20 年、40 年、60 年に必要な改修を行い、予防保全の取組みの強化と機能を向上することで目標使用年数を築 80 年とし、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保します。

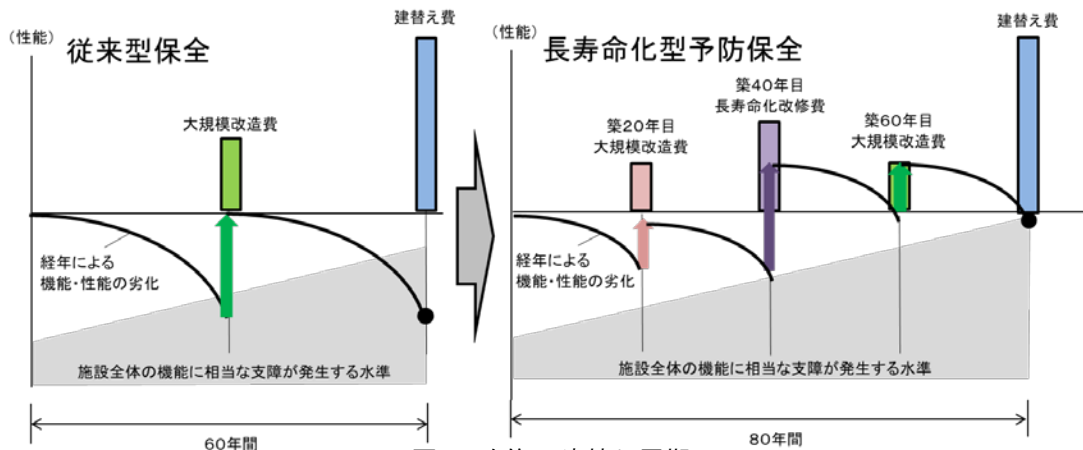


図 2. 改修・建替え周期

#### (2) 将来の維持管理コストの見通し（長寿命化の効果）

別添資料 P15 参照

長寿命化型予防保全を実施し、目標使用年数を 80 年とすることで、従来型保全と比べ 30 年間の年平均費用を、約 18% (年間約 50 億円) 削減する効果があります。

表 1. 30 年間の将来コストの比較表

(億円)

|              | 長寿命化型予防保全       |         |              |         | 従来型保全   | 長寿命化の<br>効果<br>②-① | 過去<br>5 年平均 |
|--------------|-----------------|---------|--------------|---------|---------|--------------------|-------------|
|              | 大規模改造<br>長寿命化改修 | 建替え     | 学校施設<br>関連経費 | 合計①     | 合計②     |                    |             |
| 30 年間<br>事業費 | 約 3,020         | 約 1,390 | 約 2,230      | 約 6,640 | 約 8,120 | 約 1,480<br>(約 18%) | —           |
| 年平均<br>費用    | 約 101           | 約 46    | 約 74         | 約 221   | 約 271   | 約 50<br>(約 18%)    | 約 166       |

※上表は、築年数などから機械的に試算したものであり、今後の社会経済状況の変化などにより変動する可能性があります。

#### (3) 建替えの判別

別添資料 P18 参照

築 60 年を迎える対象施設は、躯体の詳細な調査に加えて、教育環境や経済性などの観点から総合的に「長寿命化」か「建替え」の判別を行います。

### 4. 今後の課題

別添資料 P20 参照

長寿命化計画を継続的に運用していくために、将来の年少人口の減少などをふまえ、小規模校における学校規模の適正化を推進するとともに、施設規模の縮減や建替え時期の平準化について、検討していきます。

### 5. 計画の内容

別添資料 福岡市学校施設長寿命化計画 (案)

# 平成28年度事案に係る損害賠償請求事件について

## 1 訴えの概要

平成28年9月、原告は、市立中学校在校当時の中学3年時、体育の授業中、担当教諭の指導監督上の注意義務違反により、倒立前転に失敗し、左肩より落下したことによって、利き手である左手を受傷し、日常生活に多大な支障をきたしたとともに、精神的苦痛を被ったと訴えているもの。

## 2 当事者

- (1) 原告 市立中学校女子卒業生（現在高校3年生）
- (2) 被告 福岡市

## 3 原告の請求の要旨

福岡市に対し、金31,019,969円及びこれに対する平成28年9月14日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求める。

## 4 原告の主張の要旨

### 担当教諭による指導監督上の注意義務違反

- 原告は、倒立前転の練習は、事故当日が初めてという状況であったが、倒立前転の練習の前に習得すべき、「基本的な技」である「補助倒立前転」の練習をこれまでしたこともなく、また、体育教諭からその練習を指示されたこともなかった。
- 倒立前転の学習に際しては、重ねたマットや跳び箱の1段目を活用するなどして、高いところから低いところへの前転等を経験することにより、その学習が容易になるとされているところ、事故当日、このような施策はとられていなかった。
- 担当教諭は生徒の状況に応じた個別指導や事前の指示を行っておらず、全て練習は自主練習としていた。

## 5 今後について

請求内容を精査し、事実関係を確認の上、対応する。

## 平成30年度事案に係る損害賠償請求事件について

### 1 訴えの概要

原告は、市立中学校在学当時の平成30年3月頃より、担当教諭から不適切な言動を受けるようになり、心的外傷後ストレス障害を負い、また学校長による当該担当教諭への適切な指導・監督、配置換え等の措置もなかったとして、精神的苦痛を被ったと訴えているもの。

### 2 当事者

- (1) 原告 市立中学校女子卒業生（現在高校1年生）
- (2) 被告 福岡市及び当時の学校長

### 3 原告の請求の要旨

福岡市と当時の学校長に対し、各自3,300,000円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求める。

### 4 原告の主張の要旨

#### (1) 担当教諭の原告に対するハラスメント行為、合理的配慮義務違反、安全配慮義務違反

- 特段必要もないのに、原告に対し、不快な言葉を繰り返し発する行為は、社会通念上、セクハラに該当する行為である。
- 配慮が必要な原告に対し、望まない給食の多食を勧め、また、給食時間中に排便、排泄を連想させる不適切な言動をしたことは合理的配慮義務違反である。
- 運動会の練習中に、配慮が必要な原告に対し、日傘の使用を禁止したことは、原告の身体への障害を生じさせる行為であり、安全配慮義務違反である。

#### (2) 学校長の違法な公権力の行使

- 学校長が当該担当教諭に対して、適切な指導・監督、配置換え等の措置を行わなかったことは、「違法な」公権力の行使にあたる。

### 5 今後について

請求内容を精査し、事実関係を確認の上、対応する。